

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会後 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 2200



【 表 題 】

(仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 建築主体工事請負契約の変更について

【 目 的 】

(仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 建築主体工事請負契約について、次のとおり変更するため、議会に上程するものです。

【 概 要 】

- 1 履 行 名 称 (仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 建築主体工事
- 2 履 行 場 所 太田市新田金井町6番1ほか地内
- 3 当初契約締結日 令和4年12月6日
- 4 当初契約金額 1, 329, 790, 000円
- 5 当初履行期間 令和4年12月7日から令和6年7月31日
- 6 変更仮契約日 令和6年2月13日
- 7 変更契約金額 1, 516, 460, 000円
- 8 増 減 額 186, 670, 000円
- 9 変更履行期間 令和4年12月7日から令和6年10月31日
- 10 契約方法 条件付一般競争入札
- 11 補 助 金 有・**無**
- 12 請 負 者 太田市浜町10番33号
石川建設株式会社 代表取締役 石川 雅之
- 13 工 事 内 容 図書館、保健センター、行政窓口機能を持つ複合施設の建築主体工事
- 14 変更契約理由 施設の実用性、安全性を考慮し、外壁建材の仕様変更及びユニット工事である造作家具、可動間仕切の数量等を変更したいため、これらに係る費用について契約金額の増額変更を行うもの。
また、コロナ禍での労務効率の低下及び資材の品薄による鉄骨の納期に想定以上の期間を要した為、工期の変更を行うもの。
- 15 そ の 他 3月定例会に上程予定です。
関連工事である電気設備工事、機械設備工事についても履行期間のみ変更予定です。(令和6年10月31日まで)

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線2292 47-1892 タイリン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 2200



【 表 題 】

(仮称) 太田西複合拠点公共施設等総合駐車場整備工事請負契約締結について

【 目 的 】

(仮称) 太田西複合拠点公共施設等総合駐車場整備工事請負契約について、請負者を選定し契約を締結するため、議会に上程するものです。

【 概 要 】

- 1 履行名称 (仮称) 太田西複合拠点公共施設等総合駐車場整備工事
- 2 履行場所 太田市新田金井町地内
- 3 契約締結日 議会議決の日
- 4 履行期間 議会議決の翌日から令和6年12月27日
- 5 契約方法 条件付一般競争入札
- 6 予定価格 153,800,000円 (消費税を含まない)
- 7 落札金額 150,000,000円 (消費税を含まない)
- 8 落札率 97.53%
- 9 契約金額 165,000,000円 (内消費税額 15,000,000円)
- 10 補助金 有・**無**
- 11 請負者 太田市原宿町3409番地1
株式会社石宝 代表取締役 石橋 秀
- 12 工事内容 外構工事 囲障工事一式 舗装工事一式 植栽工事一式
排水工事一式 工作物工事一式
解体工事 一式
電気工事 外灯設備工事一式
- 13 入札参加者 石橋建設工業(株)、関東建設工業(株)、協和建設(株)、守屋建設(株)、(株)石宝
荒木土木(株)、大沢建設(株)、荻原建設(株)、利根建設(株)、工藤建設工業(株)
後藤建設(株) (辞退)、大木建設(株)、創和建设(株)、西村興業(株)
- 14 その他 3月定例会に上程予定です。

【 備 考 】

- * 落札率については、落札金額÷予定価格×100 (小数点第3位四捨五入)
- * 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線2292 47-1892 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線 2400



【 表 題 】

和解についての専決処分について

【 目 的 】

日野自動車株式会社のエンジン認証不正にかかる燃費不正に関し、同社が提示する損害賠償の額に同意し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 燃費不正により損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	概要
1	令和6年2月9日	200,000円	日野自動車株式会社が、日本市場向け車両用エンジンの排出ガス及び燃費に関する認証申請において、エンジン性能を偽る不正行為を行ったことにより、当該エンジンを搭載した公用車2台の使用者である市に損害を与えたものです。

2 本件に関し、市と日野自動車株式会社との間には、上記の記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償の支払い 燃費補償に関する同意書に同意し、歳入手続きを行いました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和6年3月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

消防長 氏名 竹内 富雄 内線 (TEL) 33-0200



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

消防自動車の運転中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 消防自動車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和6年1月19日	297,275円 (297,275円)	10割	令和5年11月19日、太田市下田島町913番地付近の市道において、消防職員の運転する消防自動車が消火活動のため消火栓を使用するため、活動空地を確保しようと消防自動車を後退中に、運転席側後方の上部を牛舎の軒先に接触し、これが破損したことにより、その所有者である相手側に損害を与えたものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の支払い

一般財団法人 全国自治協会自動車事故共済にて対応しました。

4 その他

地方自治法第180条第2項の規定により、令和6年3月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 消防本部 西部消防署 警防第1係 56-8119 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 小内 正 内線 (TEL) 20-7085



【 表 題 】

和解についての専決処分について

【 目 的 】

日野自動車株式会社のエンジン認証不正にかかる燃費不正に関し、同社が提示する損害賠償の額に同意し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 燃費不正による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	概要
1	令和6年2月9日	200,000円	日野自動車株式会社が、日本市場向け車両用エンジンの排出ガス及び燃費に関する認証申請において、エンジン性能を偽る不正行為を行ったことにより、当該エンジンを搭載した公用車2台の使用者である市に損害を与えたものです。

2 本件に関し、市と日野自動車株式会社との間には、上記の記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償金の支払い

燃費補償に関する同意書に同意し、歳入手続きを行いました。

4 その他

地方自治法第180条第2項の規定により、令和6年3月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 教育部 学校教育課 管理係 外線0276-20-7084

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線 (TEL) 3400



【 表 題 】

後期高齢者医療保険料率の改定について

【 目 的 】

群馬県後期高齢者医療広域連合において、令和6年度・令和7年度の後期高齢者医療保険料率を見直すものです。

【 概 要 】

1 改定理由

後期高齢者医療保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計となり、個人単位で計算し、2年ごとに見直されます。

2 改定内容

(1) 保険料率の改定

	令和6・7年度	令和4・5年度	増 減
均 等 割 額	49,100円	45,700円	3,400円【増】
所 得 割 率	10.07%	8.89%	1.18%【増】
激変緩和措置①	9.36%	—	0.47%【増】

※激変緩和措置①…令和6年度のみ。年金収入211万円相当（旧ただし書き所得58万円）以下の被保険者を対象に、所得割率を2年かけて段階的に引き上げるものです。

(2) 保険料賦課限度額の引き上げ

	令和6・7年度	令和4・5年度	増 減
賦 課 限 度 額	80万円	66万円	14万円【増】
激変緩和措置②	73万円	—	7万円【増】

※激変緩和措置②…令和6年度のみ。令和6年度に新たに75歳に到達する新規資格取得者を除き、保険料賦課限度額を2年かけて段階的に引き上げるものです。

(3) 保険料軽減判定所得の見直し（均等割額の軽減基準）

	令和6年度	令和5年度
5割軽減	43万円+29万5千円×（被保険者数）+10万円×（年金・給与所得者数の数-1）	43万円+29万円×（被保険者数）+10万円×（年金・給与所得者数の数-1）
2割軽減	43万円+54万5千円×（被保険者数）+10万円×（年金・給与所得者数の数-1）	43万円+53万5千円×（被保険者数）+10万円×（年金・給与所得者数の数-1）

※7割軽減は、基準の変更はありません。

○年間保険料 = 均等割額 + 所得割額【(総所得金額等－基礎控除)×所得割率】
※軽減判定に該当する場合は均等割額に反映させます。
※基礎控除は、合計所得2,400万円以下の場合は43万円です。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 その他

令和6年2月13日開催の、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和6年第1回定例会において改正条例が可決されました。

【備考】

問い合わせ先 健康医療部 医療年金課 後期高齢者保険料係 内線2575 47-1926^た イルイン

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 井上 恵美子 内線 (TEL) 2600



【 表 題 】

OTACO普及キャンペーン事業の実施状況について

【 目 的 】

物価高騰により落ち込んだ消費を下支えするために、太田市デジタル金券（OTACO）を活用したキャンペーンを2回実施しましたのでその実施状況について報告するものです。

【実施概要】

- ①第1弾太田市デジタル金券（OTACO）普及キャンペーン
 実施期間 令和5年6月1日から令和5年8月31日まで
 ポイント 10%（期間中1人あたり最大2,000ポイント）
 事業費 880,000,000円（6月補正460,000,000円含む）

- ②第2弾太田市デジタル金券（OTACO）普及キャンペーン
 実施期間 令和5年10月2日から令和5年12月31日まで
 （販売は10月18日で終了）
 ポイント 20%（期間中1人あたり最大4,000ポイント）
 事業費 485,705,000円（第1弾キャンペーン予算残額）

※使用期限 ポイント付与分：令和6年2月29日（第1弾、第2弾共通）
 チャージ販売分：令和7年2月28日（第1弾、第2弾共通）

【実施状況】

令和6年1月31日現在

	チャージ販売 (円)	ポイント (円)	発行額計 (円)	発行件数 (件)	利用金額 (円)	利用率
第1弾	358,450,000	35,845,000	394,295,000	19,762	383,821,360	97.3%
第2弾	404,754,000	80,950,800	485,704,800	21,129	434,000,817	89.4%
合計	763,204,000	116,795,800	879,999,800	40,891	817,822,177	92.9%

※チャージ販売分の利用率：92.0% 未使用額：61,316,779円
 ポイント付与分の利用率：99.3% 未使用額：860,844円

【 備 考 】

* 問い合わせ先 産業環境部 産業政策課 商業係 内線2635 47-1834ダイヤル

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 井上 恵美子 内線 (TEL) 2600



【 表 題 】

OTACO生活応援キャンペーン事業について

【 目 的 】

物価高騰により落ち込んだ消費を下支えするため、太田市デジタル金券（OTACO）を活用し生活者支援を行う。また太田市デジタル金券（OTACO）の利用を推進することにより、市内経済の活性化につなげる。

【 概 要 】

1 キャンペーン内容

- ・実 施 内 容 期間中のチャージ購入に対してキャンペーンポイントを付与
- ・実 施 期 間 令和6年3月21日（木）9時から5月20日（月）正午まで
※予算に達し次第終了
- ・購 入 限 度 額 40,000円／期間中1人あたり
- ・付 与 率 25%
- ・付 与 上 限 10,000ポイント／期間中1人あたり
- ・購 入 可 能 人 数 30,000人（限度額購入した場合）
- ・事 業 費 1,500,000,000円（チャージ、ポイント分）
- ・対 象 者 スマートフォンアプリ会員及び専用磁気カード会員
- ・使 用 期 限 ポイント分 令和6年12月31日
チャージ購入分 令和7年 2月28日

2 販売方法

- ・チャージ式による販売（セブン銀行ATM、クレジットカード、産業政策課窓口）

3 その他

- ・予 算 措 置 補正予算にて対応
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金利用予定

【 備 考 】

- * 問い合わせ先 産業環境部 産業政策課 商業係 内線2635 47-1834ダイヤル

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

太田市マンション管理適正化推進計画（案）について

【 目 的 】

令和2年6月に改正されたマンションの管理の適正化の推進に関する法律により、地方公共団体はマンション管理適正化推進計画を策定できるようになりました。

太田市においても、市内のマンションの管理の適正化の推進を図ることを目的として、太田市マンション管理適正化推進計画の策定を行います。

【 概 要 】

1 計画期間

- ・令和6年度（2024年）から令和15年度（2033年）の10年間
- ・必要に応じて見直す予定。

2 マンション管理の適正化に向けた取組み

- ・マンション管理者等へアンケート調査等を実施し、管理組合の運営状況や大規模修繕工事の実施など、マンション管理の実態を把握します。
- ・管理組合運営や長期修繕計画等について一定の基準を満たす場合に認定を受けることができる管理計画認定制度について、積極的な周知を図ります。
- ・認定を受けたマンション等については、減税や借入の際に金利の引き下げなどを受けられる場合があります。
- ・適正なマンション管理がされていないと判断される管理者等に対しては、助言、指導及び勧告を行います。
- ・管理組合や所有者へ必要な情報提供を図り、関係部局の協力を得て、群馬県住宅供給公社とマンションセミナーを実施する予定です。

3 策定経過と今後のスケジュール

- ・令和5年12月1日～令和6年1月4日 意見公募実施（意見数：0件）
- ・令和6年3月5日 都市産業委員会に報告
- ・令和6年4月1日 計画の公表（認定制度の開始）

【 備 考 】

* 問い合わせ先

都市政策部 建築住宅課 住宅政策係 内線2751 47-1898 ダイヤル

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線2800



【 表 題 】

太田市下水道事業等経営戦略の改定について

【 目 的 】

人口減少に伴う使用料収入の減少や施設老朽化に伴う更新投資の増大等により、経営環境が厳しさを増すなかで、平成31年3月に中長期的な基本計画である「太田市下水道事業等経営戦略」を策定しました。その後、令和4年1月25日付総務省通知『「経営戦略」の改定推進について』に基づき、策定後5年を経過するなかで、その取り組み状況の評価を行い、新たな見通しを明らかにするため改定を行ったので報告するものです。

【 概 要 】

- 1 経営方針
「経営の健全化を基本とした安定的・効率的な下水道サービスの提供」
- 2 対象事業
 - (ア) 公共下水道事業
 - (イ) 特定環境保全公共下水道事業
 - (ウ) 住宅団地汚水処理事業（コミュニティ・プラント事業）
 - (エ) 農業集落排水事業
 - (オ) 戸別浄化槽事業（特定地域生活排水処理事業）
- 3 計画期間
 - 当初 2019（H31）年度から2028（R10）年度までの10年間
 - 改定 2024（R6）年度から2033（R15）年度までの10年間・・・5年延長
- 4 課題に対する取組内容
 - (1) 施設の老朽化
 - ・ 計画的な改築更新
 - ・ 処理施設の統廃合
 - (2) 経費回収率の低迷
 - ・ 使用料の改定（経費回収率の向上に向けたロードマップの策定）
 - (3) 有収水量の減少
 - ・ 未整備地域の整備促進
 - ・ 整備済地域の接続促進
- 5 その他
令和6年3月6日より下水道課のホームページで公開します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 管理係 内線2671 47-1949 ダイヤル

●内 容 【 2.連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 1.庁議後 】

教育部長 氏名 小内 正 内線 (TEL) 20-7085

【 表 題 】

令和6年度太田市立太田中学校入学者選抜における合格者状況について

【 目 的 】

令和6年1月20日（土）に実施しました太田市立太田中学校入学者選抜の合格状況について、その結果概要を報告するものです

【 概 要 】

1 合格発表 令和6年1月29日（月）

2 入学者選抜結果

(1) 合格状況

年度	募集定員	志願者数	受検者数	合格者合計	(受検者／合格者) 倍率
令和6	男51 女51	男 82 女108	男 82 女108	男 52 女 52 計104	男1.6倍 女2.1倍 計1.8倍

(2) 区域別状況

区 域	志願者数	欠席者数	受検者数	合格者数	割合 (%)	
太田市内	男	57	0	57	36	34.6%
	女	72	0	72	33	31.7%
	計	129	0	129	69	66.3%
太田市外 (群馬県内)	男	23	0	23	14	13.5%
	女	35	0	35	19	18.3%
	計	58	0	58	33	31.7%
群馬県外	男	2	0	2	2	1.9%
	女	1	0	1	0	0%
	計	3	0	3	2	1.9%
合 計	男	82	0	82	52	50%
	女	108	0	108	52	50%
	計	190	0	190	104	100%

(割合は、105人に対して)

【 備 考 】

* 問い合わせ先 教育部 学校教育課 指導係 内線 20-7084 タイヤイン